

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 東松山市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	2	11	32,400	9	1,000	31,400	0
1	31	アンチモン及びその化合物	1	19	62,000	8	62,000	0	0
1	37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名 ビスフェノールA)	1	19	1,600	36	1,600	0	0
1	53	エチルベンゼン	18	4	423,600	5	83,400	0	340,200
1	57	エチレングリコールモノエチルエーテル	1	19	21,000	13	21,000	0	0
1	80	キシレン	23	1	1,562,670	2	82,870	0	1,479,800
1	132	コバルト及びその化合物	1	19	11,000	20	11,000	0	0
1	133	酢酸2-エトキシエチル(別名 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	1	19	2,700	32	2,700	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2	11	9,800	21	9,800	0	0
1	207	2,6-ジターシャリブチル-4-クレゾール	1	19	1,500	37	1,500	0	12
1	232	N,N-ジメチルホルムアミド	1	19	3,400	29	3,400	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	1	19	2,500	33	2,500	0	0
1	273	1-ドデカノール(別名 ノルマルドデシルアルコール)	1	19	790	43	790	0	0
1	300	トルエン	19	3	3,249,730	1	135,730	0	3,114,000
1	302	ナフタレン	1	19	3,700	28	980	0	2,700
1	308	ニッケル	1	19	1,300	39	1,300	0	0
1	309	ニッケル化合物	2	11	21,000	13	21,000	0	0
1	320	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	1	19	23,000	12	23,000	0	0
1	321	バナジウム化合物	1	19	1,500	37	1,500	0	0
1	349	フェノール	1	19	540	45	540	0	0
1	392	ヘキサン	13	5	1,073,000	4	0	0	1,073,000
1	395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1	19	3,900	27	3,900	0	0
1	400	ベンゼン	13	5	190,500	7	0	0	190,500
1	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	19	2,000	34	2,000	0	0
1	411	ホルムアルデヒド	1	19	1,000	41	1,000	0	0
1	438	メチルナフタレン	2	11	20,100	15	1,100	0	19,000
1	594	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	2	11	11,400	19	11,400	0	0
1	597	塩化直鎖パラフィン(炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)	1	19	8,400	24	8,400	0	0
1	602	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩	1	19	4,800	26	4,800	0	0
1	626	ジエタノールアミン	1	19	780	44	780	0	0

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	2	11	18,790	16	18,790	0	0
1	664	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く。)	1	19	8,800	23	4,300	540	4,000
1	691	トリメチルベンゼン	21	2	1,427,980	3	27,080	0	1,400,800
1	693	トリメトキシ-[3-(オキシラン-2-イルメトキシ)プロピル]シラン	1	19	930	42	930	0	0
1	697	鉛及びその化合物	1	19	6,100	25	6,100	0	0
1	705	ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジル)=セバケート	1	19	1,300	39	1,300	0	0
1	731	ヘプタン	13	5	401,000	6	0	0	401,000
1	737	メチルイソブチルケトン	4	9	23,500	11	23,500	0	0
1	751	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール	1	19	16,000	18	16,000	0	0
1	753	硫化(2, 4, 4-トリメチルペンテン)	1	19	1,700	35	1,700	0	0
2	791	ノナン	3	10	28,380	10	5,380	0	23,000
2	793	ビス(りん酸)三垂鉛	1	19	3,300	30	3,300	0	0
3	1	アンモニア(アンモニア水を含む)	2	11	3,070	31	3,070	0	0
3	11	メタノール	5	8	18,700	17	18,700	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	11	9,000	22	9,000	0	0
		合計	—	—	8,720,160	—	640,140	31,940	8,048,012

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 坂戸市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	31	アンチモン及びその化合物	1	11	2,900	16	2,900	0	0
1	53	エチルベンゼン	5	3	137,400	6	1,400	0	136,000
1	80	キシレン	5	3	601,800	2	1,800	0	600,000
1	82	銀及びその水溶性化合物	1	11	1,700	20	1,500	0	200
1	87	クロム及び三価クロム化合物	2	8	6,800	9	300	5,100	1,400
1	88	六価クロム化合物	1	11	6,600	10	6,600	0	0
1	127	クロロホルム	1	11	1,400	22	1,400	0	0
1	132	コバルト及びその化合物	1	11	2,700	17	500	0	2,200
1	134	酢酸ビニル	1	11	6,400	11	6,400	0	0
1	300	トルエン	6	1	1,450,510	1	200,510	0	1,250,000
1	308	ニッケル	1	11	3,000	15	2,700	0	300
1	309	ニッケル化合物	1	11	2,100	19	0	0	2,100
1	321	バナジウム化合物	1	11	3,600	13	0	0	3,600
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	11	1,700	20	1,700	0	0
1	392	ヘキサン	6	1	450,900	4	7,900	0	443,000
1	400	ベンゼン	4	5	79,000	7	0	0	79,000
1	412	マンガン及びその化合物	1	11	8,100	8	100	0	8,000
1	631	シクロヘキセン	1	11	1,100	23	1,100	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	4	5	570,000	3	0	0	570,000
1	697	鉛及びその化合物	2	8	6,400	11	5,860	0	540
1	731	ヘプタン	4	5	166,000	5	0	0	166,000
1	747	2-メチルプロパン-2-チオール	1	11	540	24	540	0	0
3	11	メタノール	2	8	3,100	14	3,100	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	11	2,500	18	2,500	0	0
		合計	—	—	3,516,250	—	248,810	5,100	3,262,340

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 鶴ヶ島市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	11	3,000	10	3,000	0	0
1	53	エチルベンゼン	10	4	354,200	7	0	0	354,200
1	80	キシレン	12	1	1,525,820	3	2,200	0	1,523,620
1	83	クメン	1	11	510	18	510	0	0
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	11	2,300	12	2,300	0	0
1	300	トルエン	11	3	3,299,000	1	22,000	0	3,277,000
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	11	1,800,000	2	1,800,000	0	0
1	392	ヘキサン	10	4	1,098,000	5	0	0	1,098,000
1	400	ベンゼン	10	4	200,100	8	0	0	200,100
1	403	ベンゾフェノン	2	8	2,500	11	2,500	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	11	1,200	17	1,200	0	0
1	453	モリブデン及びその化合物	1	11	1,400	16	1,400	0	0
1	567	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	1	11	1,900	13	1,900	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	12	1	1,458,200	4	19,000	0	1,439,200
1	731	ヘプタン	10	4	415,300	6	0	0	415,300
2	306	二アクリル酸ヘキサメチレン	2	8	1,700	14	1,700	0	0
2	414	無水マレイン酸	1	11	1,700	14	1,700	0	0
2	791	ノナン	2	8	15,700	9	14,000	0	1,700
合計			—	—	10,182,530	—	1,873,410	0	8,309,120

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 毛呂山町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	1	4	43,000	6	0	0	43,000
1	80	キシレン	3	1	192,800	2	1,000	0	191,800
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	4	2,200	10	2,200	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	4	7,800	8	7,800	0	0
1	300	トルエン	2	2	381,100	1	1,100	0	380,000
1	392	ヘキサン	1	4	140,000	4	0	0	140,000
1	400	ベンゼン	1	4	25,000	7	0	0	25,000
1	411	ホルムアルデヒド	1	4	4,900	9	4,900	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	2	2	183,400	3	0	0	183,400
1	731	ヘプタン	1	4	52,000	5	0	0	52,000
合計			—	—	1,032,200	—	17,000	0	1,015,200

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 越生町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	384	1-プロモプロパン	1	1	4,500	1	4,500	0	0
1	697	鉛及びその化合物	1	1	2,500	2	2,500	0	0
		合計	—	—	7,000	—	7,000	0	0

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

# 特定化学物質の取扱い量 集計結果(令和6年度 滑川町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱い量		使用量	製造量	取り扱用量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	19	920	51	920	0	0
1	20	2-アミノエタノール	1	19	1,800	44	1,800	0	0
1	31	アンチモン及びその化合物	1	19	680	54	680	0	0
1	34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	1	19	550	56	550	0	0
1	44	インジウム及びその化合物	1	19	1,400	48	1,400	0	0
1	53	エチルベンゼン	4	3	76,000	15	10,000	0	66,000
1	57	エチレングリコールモノエチルエーテル	1	19	1,900	42	1,900	0	0
1	80	キシレン	4	3	303,200	5	13,200	0	290,000
1	82	銀及びその水溶性化合物	1	19	19,000	23	19,000	0	0
1	133	酢酸2-エトキシエチル(別名 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	1	19	2,200	41	2,200	0	0
1	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1	19	3,400	37	3,400	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	19	9,100	31	9,100	0	0
1	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1	19	3,200	38	0	3,200	0
1	275	ドデシル硫酸ナトリウム	2	7	70,300	16	70,300	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	19	3,500	36	3,500	0	0
1	298	トリレンジイソシアネート(別名 トリレンジイソシアネート)	1	19	800,000	2	800,000	0	0
1	300	トルエン	7	1	784,700	3	194,400	0	590,280
1	308	ニッケル	1	19	800	52	800	0	0
1	348	フェニレンジアミン	1	19	1,800	44	1,800	0	0
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	19	21,000	22	21,000	0	0
1	389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	2	7	11,000	27	11,000	0	0
1	391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	1	19	1,400	48	1,400	0	0
1	392	ヘキサン	2	7	218,000	8	0	0	218,000
1	400	ベンゼン	2	7	38,000	19	0	0	38,000
1	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	3	6	9,400	30	9,400	0	0
1	409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	2	7	166,800	9	166,800	0	0
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	19	1,800,000	1	1,800,000	0	0
1	565	アクリル酸重合体	2	7	7,970	33	7,970	0	0

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	574	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)及び(Z)-[[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物	2	7	111,000	11	111,000	0	0
1	578	アルファーアルキルーオメガーヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)及びアルファーアルケニルーオメガーヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物	2	7	10,600	28	10,600	0	0
1	580	アルファーアルキルーオメガーヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)	1	19	8,000	32	8,000	0	0
1	585	アルファー(イソシアナトベンジル)ーオメガー(イソシアナトフェニル)ポリ[[イソシアナトフェニレン]メチレン]	1	19	88,000	13	88,000	0	0
1	594	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	1	19	2,300	40	2,300	0	0
1	595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	1	19	19,000	23	19,000	0	0
1	626	ジエタノールアミン	1	19	6,000	34	6,000	0	0
1	627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	1	19	1,900	42	1,900	0	0
1	629	シクロヘキサン	2	7	9,600	29	9,600	0	0
1	651	N, N-ジメチルオクタデシルアミン	1	19	6,000	34	6,000	0	0
1	664	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)＝オキシドを除く。)	1	19	1,800	44	1,800	0	0
1	681	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ)アセタート	2	7	110,640	12	110,640	0	0
1	688	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩	1	19	27,000	20	27,000	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	2	7	280,000	7	0	0	280,000
1	694	ナトリウム＝アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム＝ヒドロキシアルカンスルホナート(アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物	1	19	340,000	4	340,000	0	0
1	697	鉛及びその化合物	1	19	15,000	25	15,000	0	0
1	700	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20のもの及びその混合物に限る。)	1	19	580	55	580	0	0

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	707	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z, 12Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物	1	19	140,000	10	140,000	0	0
1	727	ヘキサンジヒドラジド	1	19	980	50	980	0	0
1	731	ヘプタン	2	7	81,000	14	0	0	81,000
1	737	メチルイソブチルケトン	1	19	13,000	26	13,000	0	0
2	235	臭素酸の水溶性塩	1	19	27,000	20	27,000	0	0
2	334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	1	19	3,000	39	3,000	0	0
2	755	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル	1	19	1,600	47	1,600	0	0
2	760	塩化ベンゾイル	1	19	780	53	780	0	0
3	1	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	19	43,000	18	43,000	0	0
3	11	メタノール	4	3	281,240	6	281,240	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	5	2	50,100	17	50,100	0	0
		合計	—	—	6,037,140	—	4,470,640	3,200	1,563,280

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 嵐山町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱用量
				順位		順位			
1	8	アクリル酸メチル	1	17	3,100	29	3,100	0	0
1	31	アンチモン及びその化合物	1	17	870	36	870	0	0
1	53	エチルベンゼン	5	4	49,500	11	5,900	0	43,600
1	59	エチレンジアミン	1	17	1,100	35	1,100	0	0
1	65	エピクロロヒドリン	1	17	2,700	30	2,700	0	0
1	80	キシレン	6	2	204,040	4	7,540	0	196,500
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	17	9,000	21	9,000	0	0
1	127	クロロホルム	1	17	750	38	750	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	3	7	9,400	20	9,400	0	0
1	213	N,N-ジメチルアセトアミド	2	11	58,500	9	58,500	0	0
1	232	N,N-ジメチルホルムアミド	2	11	4,700	26	4,700	0	0
1	300	トルエン	9	1	799,900	1	400,200	0	399,768
1	302	ナフタレン	1	17	10,000	19	10,000	0	0
1	308	ニッケル	2	11	3,330	28	3,330	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	17	3,700	27	900	2,800	0
1	316	ニトロベンゼン	1	17	30,000	13	30,000	0	0
1	333	ヒドラジン	1	17	15,000	17	15,000	0	0
1	392	ヘキサン	4	5	154,600	6	9,600	0	145,000
1	395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1	17	1,400	33	1,400	0	0
1	398	ベンジル=クロリド(別名 塩化ベンジル)	1	17	8,800	22	8,800	0	0
1	400	ベンゼン	3	7	25,500	14	0	0	25,500
1	591	エチルシクロヘキサン	1	17	1,200	34	1,200	0	0
1	594	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	2	11	8,700	23	8,700	0	24
1	604	カリウム=ジエチルジチオカルバマート	1	17	5,200	24	5,200	0	0
1	624	サリチル酸メチル	1	17	24,000	15	24,000	0	0
1	629	シクロヘキサン	1	17	5,000	25	5,000	0	0
1	674	テトラヒドロフラン	2	11	163,000	5	163,000	0	0
1	682	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン(別名 メラミン)	1	17	21,000	16	21,000	0	0
1	688	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩	1	17	2,300	31	2,300	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	6	2	208,500	3	16,000	0	192,527
1	731	ヘプタン	3	7	54,100	10	0	0	54,100
1	736	無水酢酸	1	17	1,900	32	1,900	0	0
1	737	メチルイソブチルケトン	4	5	58,810	8	58,810	0	190
2	234	臭素	1	17	800	37	800	0	0

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
2	278	トリエチレンテトラミン	1	17	500	40	500	0	0
2	291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	1	17	73,000	7	73,000	0	0
3	1	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	17	11,000	18	11,000	0	0
3	2	塩素	1	17	730	39	730	0	0
3	11	メタノール	2	11	731,000	2	731,000	0	27
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	7	30,760	12	30,760	0	0
		合計	—	—	2,797,390	—	1,737,690	2,800	1,057,236

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 小川町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	5	4	116,200	6	1,200	0	115,000
1	80	キシレン	8	1	532,570	2	2,500	0	530,070
1	281	トリクロロエチレン	1	8	4,600	9	4,600	0	0
1	300	トルエン	6	3	1,046,080	1	6,080	0	1,040,000
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	8	12,000	8	12,000	0	0
1	392	ヘキサン	5	4	378,640	4	640	0	378,000
1	400	ベンゼン	4	6	66,000	7	0	0	66,000
1	627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	1	8	560	11	560	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	8	1	520,080	3	2,180	0	517,900
1	731	ヘプタン	4	6	139,000	5	0	0	139,000
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	2,100	10	2,100	0	0
合計			—	—	2,817,830	—	31,860	0	2,785,970

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 川島町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	5	3	120,540	6	540	0	120,000
1	80	キシレン	7	1	541,130	2	1,130	0	540,000
1	300	トルエン	5	3	1,128,000	1	28,000	0	1,100,000
1	392	ヘキサン	4	5	378,000	4	0	0	378,000
1	400	ベンゼン	4	5	68,000	7	0	0	68,000
1	438	メチルナフタレン	1	8	2,100	8	2,100	0	0
1	453	モリブデン及びその化合物	1	8	1,700	9	1,700	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	7	1	517,220	3	2,220	0	515,000
1	731	ヘプタン	4	5	143,000	5	0	0	143,000
1	737	メチルイソブチルケトン	1	8	540	10	540	0	0
		合計	—	—	2,900,230	—	36,230	0	2,864,000

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 吉見町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	3	4	90,600	7	1,600	0	89,000
1	80	キシレン	6	1	398,670	2	7,900	0	390,770
1	300	トルエン	4	3	819,900	1	19,900	0	800,000
1	309	ニッケル化合物	1	9	580	20	580	0	0
1	333	ヒドラジン	1	9	900	19	900	0	0
1	392	ヘキサン	2	5	300,000	4	0	0	300,000
1	400	ベンゼン	2	5	52,000	8	0	0	52,000
1	438	メチルナフタレン	1	9	6,000	14	0	0	6,000
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	9	1,000	17	1,000	0	0
1	594	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	1	9	12,000	13	12,000	0	0
1	603	過酢酸	1	9	25,000	9	25,000	0	0
1	627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	1	9	19,000	11	19,000	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	5	2	385,200	3	3,700	0	381,500
1	697	鉛及びその化合物	1	9	930	18	930	0	0
1	720	2-ターシャリーブトキシエタノール	1	9	19,000	11	19,000	0	0
1	731	ヘプタン	2	5	110,000	5	0	0	110,000
3	2	塩素	1	9	20,000	10	20,000	0	0
3	6	ジメチルアミノエタノール	1	9	4,000	15	4,000	0	0
3	11	メタノール	1	9	1,500	16	1,500	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	5	104,100	6	104,100	0	0
		合計	—	—	2,370,380	—	241,110	0	2,129,270

※1 取扱量について

取扱量=使用量+製造量+取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 鳩山町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	2	1	74,000	6	0	0	74,000
1	80	キシレン	2	1	320,000	2	0	0	320,000
1	300	トルエン	2	1	670,000	1	0	0	670,000
1	392	ヘキサン	2	1	240,000	4	0	0	240,000
1	400	ベンゼン	2	1	42,000	7	0	0	42,000
1	691	トリメチルベンゼン	2	1	310,000	3	0	0	310,000
1	731	ヘプタン	2	1	89,000	5	0	0	89,000
合計			—	—	1,745,000	—	0	0	1,745,000

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 ときがわ町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	3	520	14	520	0	0
1	53	エチルベンゼン	1	3	2,900	6	2,900	0	0
1	80	キシレン	2	1	4,800	4	3,700	0	1,100
1	300	トルエン	1	3	6,300	3	6,300	0	0
1	302	ナフタレン	1	3	780	10	780	0	0
1	384	1-ブロモプロパン	1	3	7,800	2	7,800	0	0
1	453	モリブデン及びその化合物	1	3	1,200	9	1,200	0	0
1	594	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	1	3	760	11	760	0	0
1	667	炭化けい素	1	3	2,500	7	2,500	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	2	1	3,300	5	1,100	0	2,200
1	731	ヘプタン	1	3	2,300	8	2,300	0	0
1	746	N-メチル-2-ピロリドン	1	3	650	12	650	0	0
3	1	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	3	67,000	1	67,000	0	0
3	11	メタノール	1	3	550	13	550	0	0
合計			—	—	101,360	—	98,060	0	3,300

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。